

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和6年10月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定並びに児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>児童相談所では、次の業務を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務・児童福祉法第三十三条の六第一項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親及び要支援組里親名簿の作成に関する事務・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第一項・第二項)・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第五十六条第二項) <p>特定個人情報ファイルは、上記事務に係る次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請書等に個人番号の記載欄を設け、地方税関係情報や住民票関係情報などと連携することで、審査等における事務の省力化及び書類提出の省略化を図る。・また、他所属又は他機関からの照会に対して、定められた範囲で児童養護施設等への入所措置等に関する情報の提供を行う。
③システムの名称	かながわ児童相談所情報ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
里親名簿、自立援助ホーム委託に係る児童情報、負担者に関する情報、費用徴収台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法別表8の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、20の項</p> <p>○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、81の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<ul style="list-style-type: none">・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714・神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<ul style="list-style-type: none">・神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線4656・神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所 〒252-0813 神奈川県藤沢市亀井野3119 電話0466-84-1600・神奈川県平塚児童相談所 〒254-0075 神奈川県平塚市中原3-1-6 電話0463-73-6888・神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町1-4-7 電話046-828-7050・神奈川県小田原児童相談所 〒250-0042 神奈川県小田原市荻窪350-1 電話0465-32-8000・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7 電話046-240-6430
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童福祉法に基づく里親の認定等に係る事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>神奈川県児童相談所ネットワークシステム(業務システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成26年9月29日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成26年9月29日時点	平成28年6月30日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	5.評価実施機関における担当部署②所属長	小島 厚	浜田 尚樹	事後	人事異動
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成28年6月30日時点	平成29年5月25日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	5.評価実施機関における担当部署	①部署 県民局次世代育成部子ども家庭課	①部署 福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編 人事異動
平成30年8月29日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課	事後	組織再編
平成30年8月29日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県県民局次世代育成部子ども家庭課	神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部子ども家庭課	事後	組織再編
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年5月25日時点	平成30年5月28日時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	中野 美智子	課長	事後	様式改正
令和1年6月27日	IVリスク対策		記載のとおり	事後	様式改正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年5月28日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和1年11月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年5月28日時点	令和元年7月23日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和元年7月23日時点	令和2年4月27日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	神奈川県中央児童相談所	神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所	事後	組織再編
令和3年8月18日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	神奈川県中央児童相談所	神奈川県中央児童相談所・大和綾瀬地域児童相談所	事後	組織再編
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和3年8月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月27日時点	令和3年5月11日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	7.特定個人情報の開示、訂正、利用停止請求	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	時点修正
令和4年7月8日	8.特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-3-1	・神奈川県厚木児童相談所 〒243-0004 神奈川県厚木市水引2-11-7	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年5月11日時点	令和4年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和5年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月28日時点	令和5年4月28日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年4月28日時点	令和6年4月25日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月28日時点	令和6年4月25日時点	事後	時点修正
令和6年10月18日	I 関連情報 ②事務の概要	・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務	・児童福祉法第三十四条の十九の養育里親及び要支援組里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務	事後	時点修正
令和6年10月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法別表第一の7の項 番号利用法別表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条1、4、5、6号	番号利用法別表8の項	事後	時点修正
令和6年10月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②保冷上の根拠	○情報照会に係る根拠 番号利用法別表第二の8の項、16の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条1号、第12条1、4、5号 ○情報提供に係る根拠 番号利用法別表第二の16の項、57の項 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条1、3、4号、第31条1、2、5号	○情報照会に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、20の項 ○情報提供に係る根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20、81の項	事後	時点修正
令和6年10月18日	6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない	十分である	事後	時点修正
令和6年10月18日	8. 人手を介在させる作業		記載のとおり	事後	時点修正
令和6年10月18日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		記載のとおり	事後	時点修正